八の二　第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム	八の二　第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム
八の三～十五　［略］	八の三～十五　［略］
十六　第八条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	十六　第八条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの
十七　第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	十七　第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの
2　外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	2　外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
一～十四　［略］	一～十四　［略］
十五　法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであって、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののために専用に設計又は改造したプログラムを除く。）	十五　法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであって、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののために専用に設計又は改造したプログラムを除く。）
イ～ヘ　［略］	イ～ヘ　［略］
ト　モバイル決済又は銀行業務	ト　モバイル決裁又は銀行業務
十六　［略］	十六　［略］
3・4　［略］	3・4　［略］
第二十二条～第二十八条　［略］	**第二十二条～第二十八条**　［略］
別表第一～別表第三　［略］	**別表第一～別表第三**　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国土交通省令第六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の三十一、第九十四条の二第一項、第九十四条の五第四項、第九十四条の十（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第十二項において準用する場合を含む。）及び第百四条並びに総合特別区域法第二十二条の二第十一項及び第七十一条の規定に基づき、指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第一条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検査の設備の基準）	（検査の設備の基準）
第二条　法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。	**第二条**　法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第七十五号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）を実施するため、輸入貿易管理規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十五日

経済産業大臣　萩生田光一

輸入貿易管理規則等の一部を改正する省令

（輸入貿易管理規則の一部改正）

第一条　輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第五十三条」を「第五十三条第二項」に改める。

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「及び金額を記入の上、確認印を押印し」を「、金額及び確認を行った者を記入の上」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。